

平成26年度第1回鳥取県社会福祉審議会次第

日時：平成26年11月17日（月）

午後3時～4時30分

場所：とりぎん文化会館 第3会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

【審議事項】

ア 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金について・・・・・・・・・・・・ 資料1

【報告事項】

ア 鳥取県障がい者計画等の策定について・・・・・・・・・・・・ 資料2

イ 介護基盤緊急整備事業補助金について・・・・・・・・・・・・ 資料3

ウ 地域介護・福祉空間整備等交付金について・・・・・・・・・・・・ 資料4

エ 「鳥取県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針（ガイドライン）」の策定について・・・・ 資料5

オ あいサポート・アートとつとりフェスタの開催結果について・・・・ 資料6

カ 安心こども基金保育所緊急整備事業について・・・・・・・・・・・・ 資料7

キ 心身障がい福祉専門分科会の決議事項の報告について・・・・・・・・ 資料8

ク 児童福祉専門分科会の決議事項の報告・・・・・・・・・・・・ 資料9

4 そ の 他

5 閉 会



平成26年11月17日
障がい福祉課

I 目的

平成27年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、満たすべき基準の整理と、優先順位を付すための県基準を定める。(平成27年度の国庫協議方針は現時点で不明であるが、一県あたりの協議数制限又は予算制限が設定された場合は、本基準により優先順位の高いものから国庫協議を行うこととする。)

II 選定方法

国が設定している選定対象施設の基準を満たす事業について、県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、県の優先順位を付す必要があるため、国が示している留意事項及び県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

1 国留意事項

項目	内容
(1) 障害福祉計画との適合性	現行の障害福祉圏域及び市町村の障害福祉サービスの需要見込みとサービスの提供体制を比較し優先度が高いと考えられるもの。
(2) 実態把握に基づく施設整備計画	①単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められること。 ②施設の整備目的、計画等が具体的であること。
(3) 関係市町村との調整	①関係市町村との調整が行われていることを前提とし、新たに事業所を創設する場合には整備予定地の市町村長の意見書が添付されていること。 ②施設の建設に当たっては、近隣住民に対する説明や対応を十分に行い理解を得ること。
(4) 用地確保	建設用地の確保が確実であること。
(5) 実施主体の適格性	①役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能と考えられるもの。 ②法人の指導監督を担当する部局に対し意見を求めるなど当該施設を設置する適格性について厳格な審査を行うこと。
(6) 民間補助金との重複	民間補助金の申請と重複しないこと。
(7) 事業実施の確実性	障害福祉サービスの趣旨、利用対象者、指定基準、報酬等を十分検討し着実に事業が実施できると考えられるもの。
(8) 立地等	創設の場合は、障がい者が地域社会と日常的に交流出来るよう立地等で配慮されているもの。
(9) グループホームの立地・規模等	① 創設の場合は、住宅又は住宅と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ原則として入所施設、病院の敷地外にあること。 ② 創設の場合は1共同生活住居の定員が4人以上10人以下であるもの。

2 県優先項目

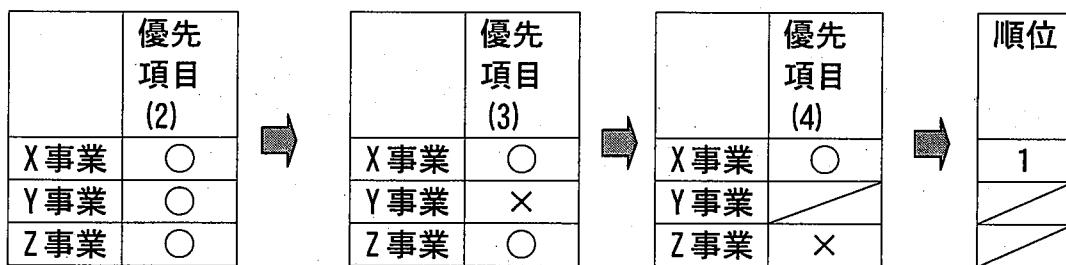
整備区分	優先項目	理由
A 定員を増加させる整備	(1) 圏域におけるサービス提供体制（定員）の、県障害福祉計画の整備計画達成率がより少ないサービスの整備。	圏域において不足しているサービスを充足させるため。
	(2) ①強度行動障がい者、②重度障がい児者、③精神障がい者（グループホームに限る）を対象とするもの。（①、②、③の順で優先とする。）	・入所施設、病院、自宅からの移行ニーズ及び在宅生活の支援のため地域の受け皿となる環境の整備が必要。 ・特定のケアが必要な方への受け皿の拡大が必要。
	(3) 増加する定員がより多いもの。	地域における受け皿の拡大が必要。
	(4) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	
	(5) 整備予定が、合併前の旧4市以外に位置するもの。	
B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備	(1) 安全確保のために早急な改修が必要となる修繕等。	利用者への影響の大きさを踏まえ、より必要性の高い事業を優先的に扱う。
	(2) 利用者の処遇改善のために必要となる修繕等。	
	(3) (1)、(2)以外の修繕等	
	(4) 入所施設又は居住サービス事業所である。	
	(5) ①強度行動障がい者、②重度障がい児者を対象とするもの。（①、②の順で優先とする。）	
	(6) 圏域におけるサービス提供体制（定員）の、県障害福祉計画の整備計画達成率がより少ないサービスの整備。	
	(7) 耐用年数に対する経過年数の割合が高いもの。	
	(8) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	

3 協議順位の付け方

- ア 原則、「A 定員を増加させる整備」を優先とする。
- イ 「A 定員を増加させる整備」において、圏域におけるサービス提供体制が、県障害福祉計画の整備計画を上回る場合は、「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」の方を優先とする。
- ウ 優先すべき項目(1) 圏域におけるサービス提供体制がより少ないサービスの整備において、複数の整備がある場合は、段階的に(2)、(3)・・とし、各段階の項目を順次満たす事業に決定する。
- エ 順位が決定した場合は、当該順位における整備後の圏域におけるサービス提供体制において、以下の順位を決定する。

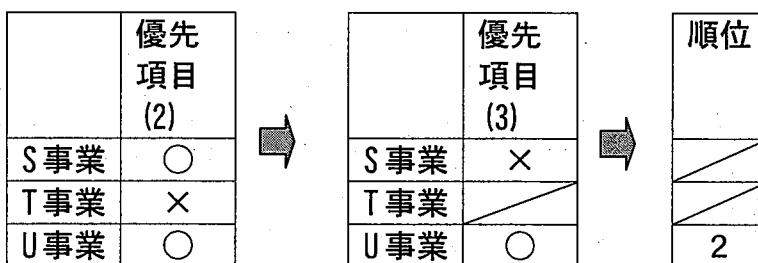
＜例＞

優先項目(1)で、東部圏域のグループホームが一番、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制が低く、東部圏域のグループホームの整備をX、Y、Zが希望している場合。



上図のとおり段階的に(2)、(3)・・とし、各段階の項目を順次満たしたXが1位と決定。
1位となったXの整備を行なったとして、東部圏域のグループホームの県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制を修正。

これにより、中部圏域の生活介護が一番、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制が低く、中部圏域の生活介護の整備をS、T、Uが希望している場合。



同様に、段階的に(2)、(3)・・とし、各段階の項目を順次満たすU事業2位と決定。
2位となったUの整備を行なったとして、中部圏域の生活介護の県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制を修正し、その後、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制が一番低いものが優先とする。

新たな鳥取県障がい者計画及び鳥取県障がい福祉計画（「鳥取県障がい者プラン～共に生きる社会の構築を目指して～（仮称）」の策定について（報告事項）

平成26年11月
障がい福祉課

現在、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく計画を策定中であります、その経過を報告します。

1 新たなプラン（素案）について

(1) 根拠等

障害者基本法第11条第2項に規定する「都道府県障害者計画」及び障害者総合支援法第89条に規定する「都道府県障害福祉計画」によるものとし、ひとつのプラン（「鳥取県障がい者プラン～共に生きる社会の構築を目指して～（仮称）」）として策定します。

(2) プランの期間

平成27年度から平成35年度までの9年間とし、福祉計画に該当する部分は3年に一度見直すこととします。

(3) 内容

障害者計画に係る部分として、次の分野に関する県全体の障がい者施策の基本的な方向性等に関する事項を明記します。

- ① 生活支援 ②保健・医療 ③安心・安全 ④情報アクセス・コミュニケーション支援 ⑤生活環境 ⑥雇用・就業・経済的自立の支援 ⑦教育・文化・芸術活動・スポーツ ⑧あいサポート運動の推進等 ⑨差別の解消及び権利擁護の推進

また、障害福祉計画に係る部分として、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する事項を明記します。

※掲載内容（予定）

- 鳥取県障がい者プランについて（計画の性格・位置づけ、期間、これまでの進捗状況等）
- 鳥取県の現状と今後の見通し（障がい者数等の推移・見通し、福祉サービスの利用状況等）
- 障がい者を取り巻く環境の変化（近年の障がい者に関する法律改正等）
- 鳥取県の課題
- 計画の基本的な考え方（基本理念、目標等）
- 分野別施策の基本的方向（①生活支援 ②保健・医療 ③安心・安全 ④情報アクセス・コミュニケーション支援 ⑤生活環境 ⑥雇用・就業・経済的自立の支援 ⑦教育・文化・芸術活動・スポーツ ⑧あいサポート運動の推進等 ⑨差別の解消及び権利擁護の推進）
- 計画の数値目標・見込み量等（数値目標、障害福祉サービスの見込み量等）

2 策定の考え方

新たな国の障害者基本計画（平成25年9月）及び基本指針（平成26年5月）、県内の障がい者の現状及び今後の見通し、並びに国内外の障がい者を取り巻く環境等の変化等を踏まえながら策定します。

3 スケジュール（予定含む）

H26年5月	第1回府内PT幹事会
H26年7月	第1回施策協・自立協で骨子案検討
H26年9月	第2回府内PT幹事会
H26年10・11月	第2回施策協・自立協で計画素案検討
H26年12月	第3回施策協・自立協で計画案検討
H27年1月	県民意見募集
H27年3月	新計画策定・公表、第3回府内PT幹事会、第4回施策協・自立協で報告

介護基盤緊急整備事業補助金について（報告事項）

平成26年11月17日
長寿社会課

○平成26年度 交付決定状況

鳥取県介護基盤緊急整備事業（既存施設のユニット化改修事業）

申請者	施設種別	施設名	所在地	改修概要	総事業費 (千円)	交付決定額 (千円)
社会医療法人 仁厚会	介護老人保健施設	ル・サンテリオンよじえ	米子市淀江町佐陀2169	多床室→ユニット型個室 20床	169,800	23,600
医療法人 同愛会	介護老人保健施設	やわらぎ	米子市新開4丁目11-13	多床室→ユニット型個室 10床	17,500	11,800
社会福祉法人 敬仁会	特別養護老人ホーム	ル・ソラリオン	倉吉市山根55番地3	多床室→ユニット型個室 40床	592,300	47,200
合計						779,600
合計						82,600

＜鳥取県介護基盤緊急整備事業補助金＞
平成21年度当初の経済・雇用情勢の中、介護機能強化と雇用の創出が緊急に求められていることを踏まえ、政府与党において「経済危機対策」が決定され、補正予算が成立した。
当県は、この補正予算の交付を受けて介護基盤緊急整備等臨時特例基金を造成し、将来必要となる介護施設、地域介護拠点の整備を推進するため、「介護基盤の緊急整備事業」、「既存施設のユニット化改修事業」をはじめとする鳥取県介護基盤緊急整備事業補助金を実施しているもの。

＜既存施設のユニット化改修事業＞

(概要)

ユニット化改修を実施する事業に対して補助を行なう。
 ※ユニット：少人数の家庭的な雰囲気の中でケアをするため、施設の居室を1ユニット10人以下のグループに分けてそれぞれを1つの生活単位とすること。
 (補助対象施設)
 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
 (財源)
 单県(基金財源)
 (補助率)
 定額(平成26年度：1,180千円／床)

地域介護・福祉空間整備等交付金について（報告事項）

平成26年11月17日
課
長
寿
社
会

○平成26年度 内示状況

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（地域密着型特別養護老人ホームの整備に限る）

申請者	整備種別	開設者	整備予定地	整備定員	総事業費 (千円)	内示額 (千円)
八頭町	小規模（定員29人以下）の 特別養護老人ホーム	社会福祉法人 れしーぶ	八頭郡八頭町船岡1951番2	29名	397,920	119,480

※当該施設はユニット型の施設

<地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金>

（概要）

地域密着型の介護基盤の整備を支援する「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」については、基金が枯渇する都道府県が見込まれることなど、基金の不足が頭著になつていてから、各市町村で整備する地域密着型の介護基盤の整備を切れ目なく着実に進めるとともに、国が市町村に対し、支援を実施するもの。

（補助対象施設）

地域密着型サービスを提供する特別養護老人ホーム、ケアハウス、小規模多機能型居宅介護事業所等
(財源)

国庫（国から市町村への直接補助）

（補助率）

定額（平成26年度：特別養護老人ホーム：4,120千円／床）

「鳥取県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する指針（ガイドライン）」の策定について

長寿社会課

本年1月に実施した、指定通所介護事業所等（デイサービス）が提供する自主宿泊サービス（お泊まりデイサービス）の実態調査により、平成25年12月現在で県内67ヶ所でお泊まりデイサービスが実施されていることがわかりました。

利用者に対する安全確保や尊厳の保持がされていない事例があるとの声を受け、このたびガイドラインを策定しました。

記

1 施行日等

- ・ガイドラインの施行日 ⇒ 平成26年10月15日
- ・ガイドラインへの対応状況の報告及び公表制度の運用開始 ⇒ 平成27年4月（予定）

2 目 的

デイサービス事業所が提供する宿泊サービスの利用者に対する安全確保や尊厳の保持、並びに宿泊サービスの健全な提供を目的とします。

3 ガイドラインの特徴 (※)は、鳥取県独自項目です。

(1) 基本方針

- ・宿泊サービス事業の実施及び運営に当たっては、旅館業に該当する場合は、旅館業法の許可(※)を取得するとともに、旅館業法、消防法、建築基準法その他の法令等を遵守すること。
- ・利用者の心身の状況、又は家族の疾病、冠婚葬祭等の理由、家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図る等のやむを得ない事情がある場合に、居宅において日常生活を営むのに支障がある者に対し、緊急かつ短期間の利用として宿泊サービスを提供すること。

(2) 主な項目

・連続宿泊日数(※)

⇒30日以内とすること。ただし、ケアマネジャーがデイサービスでの宿泊以外の方法がないと認め、本人又は家族の同意のもとケアプラン上に位置付けた場合は、保険者に届け出ることにより、30日を超えて宿泊できるものとする。

・総宿泊日数(※)

⇒要介護認定又は要支援認定有効期間の半数を超えないこと。ただし、ケアマネジャーがデイサービスでの宿泊以外の方法がないと認め、本人又は家族の同意のもとケアプラン上に位置付けた場合は、保険者に届け出ることにより、要介護認定又は要支援認定の有効期間の半数を超えて宿泊できるものとする。

※この「連続宿泊日数」「総宿泊日数」に関するただし書き部分は、市町村、地域包括支援センターやパブリックコメント、県政参画電子アンケートを踏まえ方針を明確化したもので、鳥取県独自のものです。

- ・宿泊定員(※) ⇒ デイサービスの利用定員の40%以内とすること。
- ・宿泊室 ⇒ 個室を原則とし、1人当たりの面積を7.43平方メートル以上とすること。
- ・宿泊階 ⇒ 原則1階とすること。
- ・夜間の職員配置(※) ⇒ 宿泊人数9人ごとに夜勤職員を1人以上配置すること。
- ・非常災害対策 ⇒ 夜間避難計画の策定及び夜間避難訓練の実施
- ・報告・公表 ⇒ ガイドラインへの対応状況の報告を県へ行うこと。県は報告を受け、公表を行う。

※ガイドライン全文はホームページで公開しています。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/240847.htm>

「福祉保健部長寿社会課」ホームページからでもアクセスできます。

※デイサービス

入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となるサービス提供及び機能訓練を行う、介護保険法第41条第1項の指定をうけた指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所のこと。

※お泊まりデイサービス

介護保険外のサービスとして利用者との自主契約により、デイサービス事業所内又は同一建物内の部屋に利用者を宿泊させるサービスのこと。

鳥取県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針（ガイドライン）

第1 総則

1 目的

鳥取県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）は、指定通所介護事業所等において、宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき事項を定めることにより、当該宿泊サービスを利用する者の尊厳の保持及び安全確保を図ることを目的とする。

2 定義

(1) この基準において、「宿泊サービス」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護、第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護、第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護及び第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護のいずれかの指定を受けた事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）が、次の場合において、当該指定を受けた事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の利用者に対し、必要な介護及び宿泊を伴うサービスを提供することをいう。

ア 当該指定通所介護事業所等の営業時間外に、当該指定通所介護事業所等の設備の一部を使用する場合

イ 次の区画を使用する場合

(ア) 当該指定通所介護事業所等と同一建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等（「他に用途が明確に定められていない部屋等」とは、老人福祉法(昭和38年法律第133号)等の他の福祉関係制度上の区画として認められていない部屋等をいう。以下同じ）

(イ) 当該指定通所介護事業所等と同一敷地内の別の建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等

(2) この基準において、「宿泊サービス事業者」とは、宿泊サービスを提供する者をいう。

(3) この基準において、「宿泊サービス事業所」とは、宿泊サービスを提供する事業所をいう。

(4) この基準において、「利用者」とは、指定通所介護事業所等を利用している者であって、当該指定通所介護事業所等が提供する宿泊サービスを利用する者をいう。

3 基本方針

(1) 宿泊サービス事業所において、宿泊サービスを提供する場合に満たすべき人員、設備及び運営に関する取扱いについては、この基準で定めるところによる。

(2) 宿泊サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った宿泊サービスの提供に努めること。

(3) 宿泊サービス事業者は、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、当該指定通所介護事業者等、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）と必要な連携を行うこと。

(4) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に沿って、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し、宿泊サービスを提供すること。

(5) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業の実施及び運営に当たっては、旅館業に該当する場合は、旅館業法(昭和23年法律第138号)の許可を取得するとともに、旅館業法、消防法(昭和23年法律第186号)、建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の法令等を遵守すること。

4 宿泊サービスを提供する上での原則

(1) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に一時的に宿泊サービスを提供すること。

(2) 宿泊サービス事業者は、(1)の趣旨に鑑み、緊急かつ短期間の利用として宿泊サービスを提供すること。

なお、利用者の真にやむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、指定居宅介護支援事業者等と密に連携を図った上で、次の日数の範囲で宿泊サービスを提供すること。

① 利用者に連続して宿泊サービスを提供する日数は、30日以内とすること。

ただし、ケアマネジャーがデイサービスでの宿泊以外の方法がないと認め、本人又は家族の同意のもとケアプラン上に位置付けた場合は、保険者に届け出ることにより、30日を超えて宿泊できるものとする。

② 利用者に宿泊サービスを提供する日数については、法第19条第1項に規定する要介護認定の有効期間又は同条第2項に規定する要支援認定の有効期間の半数を超えないこと。

ただし、ケアマネジャーがデイサービスでの宿泊以外の方法がないと認め、本人又は家族の同意のもとケアプラン上に位置付けた場合は、保険者に届け出ることにより、要介護認定又は要支援認定の有効期間の半数を超えて宿泊できるものとする。

(3) 宿泊サービス事業者は、指定通所介護、指定介護予防通所介護、指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定通所介護等」という。)の適切な運営、サービスの提供に支障が生じないよう事業を行うこと。

第2 人員に関する基準

1 従業者の員数及び資格

宿泊サービス事業者が、宿泊サービス事業所ごとに置くべき従業者(以下「宿泊サービス従業者」という。)の員数及び資格は、次のとおりとすること。

(1) 宿泊サービス従業者については、宿泊サービスの提供を行う時間帯(以下「提供時間帯」という。)を通じて介護職員又は看護職員(看護師又は准看護師をいう。)を常時、利用者9名に対し1名以上確保すること。ただし、宿直職員は含まない。

なお、日中のデイサービスの時間帯を含めて、1名以上が看護職員であること。

(2) 宿泊サービス従業者のうち介護職員については、介護福祉士等の資格を有する者は介護職員初任者研修課程を修了した者であることが望ましいこと。

なお、それ以外の宿泊サービス従業者にあっても、介護等に対する知識及び経験を有する者であること。

(3) (1)の規定に関わらず夕食及び朝食時間等の繁忙時間帯においては、必要な員数を確保すること。

(4) 緊急時に対応するため宿直職員の配置又は提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行うこと。

2 責任者

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の中から、責任者を定めること。

第3 設備に関する基準

1 利用定員

宿泊サービス事業所は、利用定員を当該指定通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の40%以内とすること。

2 設備及び備品等

(1) 必要な設備及び備品等

宿泊サービス事業所は、宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに宿泊サービスに必要なその他の設備及び備品等を備え、当該指定通所介護事業所等の運営に支障がないよう適切に管理すること。

なお、当該指定通所介護事業所等の設備及び備品等については、その運営に支障がない範囲で使用して差し支えない。

(2) (1)に掲げる宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の基準は、次のとおりとする。

① 宿泊室

ア 原則、個室とする。なお、個室提供が困難な場合は、パーテーション等により、プライバシーが確保できる状態とすること。

イ 利用者の1人当たりの占有面積は7.43平方メートル以上とすること。

ウ 宿泊室は原則建物の1階部分に設置するものとする。

エ 夫婦又は兄弟等の場合を除き、異性の利用者（男女）が同室で宿泊するがないよう配慮すること。

② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

ア 消火器、非常案内灯、自動通報装置の設置などの安全対策を行うこと。

イ 消防法、建築基準法等の関連法令を遵守し、スプリンクラー若しくは簡易型スプリンクラーを設置するなど、利用者の安全確保に努めること。

第4 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、10に定める運営規程の概要、宿泊サービス責任者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者の宿泊サービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、宿泊サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ること。

2 宿泊サービス提供の記録

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的な宿泊サービスの内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供すること。

3 宿泊サービスの取扱方針

- (1)宿泊サービス事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行うこと。
- (2)宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3)宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。
- (4)宿泊サービス事業者は、(3)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録すること。

4 宿泊サービス計画の作成

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを4日以上連續して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成すること。

なお、宿泊サービス計画は、指定通所介護等の計画と明確に区分されていること。

5 介護

- (1)介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこと。
- (2)宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うこと。
- (3)宿泊サービス事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えること。
- (4)宿泊サービス事業者は、(1)から(3)までに定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うこと。

6 食事

- (1)宿泊サービス事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供すること。
- (2)宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限り離床して、適切な場所で食事を摂ることを支援すること。

7 健康への配慮

宿泊サービス事業者は、当該指定通所介護事業所等において把握している利用者の健康に関する情報に基づき、必要に応じて主治の医師や指定居宅介護支援事業者等と連携し、常に利用者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供すること。

8 相談及び援助

宿泊サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

9 緊急時等の対応

- (1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に備えて、事前に、宿泊する従業者以外の従業者においても支援体制を確保しておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、主治の医師又はあらかじめ協力医療機関を定めている場合は、協力医療機関への緊急連絡体制を整えること。

10 運営規程

宿泊サービス事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておくこと。

なお、③の営業時間（サービス提供時間）については、日中に介護保険事業として行われる指定通所介護等のサービス提供時間及び延長サービスを行う時間とは明確に区分すること。

また、利用者から⑤の利用料の支払いを受ける場合は、日中に介護保険事業として行われる指定通所介護等（延長サービスを含む。）の会計と宿泊サービスの会計を明確に区分すること。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間（サービス提供時間）
- ④ 利用定員
- ⑤ 宿泊サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥ 宿泊サービス利用に当たっての留意事項
- ⑦ 緊急時等における対応方法
- ⑧ 非常災害対策
- ⑨ その他運営に関する重要な事項

11 勤務体制の確保等

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対し適切な宿泊サービスを提供できるよう、宿泊サービス従業者の勤務体制を定めておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス従業者によって宿泊サービスを提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

12 定員の遵守

宿泊サービス事業者は、運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供を行ってはならない。

13 非常災害対策

- (1) 宿泊サービス事業者は、非常災害時の関係機関への通報や地域住民等との連携体制の確立などを盛り込んだ夜間避難計画及びそれに基づく夜間防災訓練計画を策定するとともに、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知すること。
また、夜間防災避難訓練計画に基づく訓練を年1回以上実施すること。
- (2) 防火及び火災対策の徹底を期するため、消防署、建築担当部署等に必要に応じ指導又は助言を求めるよう努めること。

14 衛生管理等

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。
- (3) 旅館業法に定める衛生措置等の基準を遵守すること。また、旅館業法に該当しない場合にあっても、衛生措置等は旅館業法に定める基準に準じること。

15 掲示

宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、宿泊サービス責任者の氏名、宿泊サービス従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示すること。

16 秘密保持等

- (1) 宿泊サービス従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、宿泊サービス事業所における利用者の個人の情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。

17 広告

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしないこと。

また、宿泊サービスは、介護保険給付の対象となる指定通所介護等とは別のサービスであることを明記すること。

18 苦情処理

- (1) 宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

19 事故発生時の対応

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、小規模多機能型介護事業所等における事故発生時の取扱い（小規模多機能型介護事業所の指定権者である各市町村に問い合わせること。）に準じて、必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1) の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録すること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に係る賠償すべき事故の発生に備え、必要な保険等に加入すること。

20 報告と公表(情報提供)

- (1) 宿泊サービス事業者は、別紙に定める人員・設備・運営に関する基準等の実施状況及び苦情に関する記録について、別途知事が定める日時点の状況を別途知事が定める日までに、新たに宿泊サービスを提供する際には速やかに、別途知事が定める様式により、鳥取県に報告すること。
- (2) 鳥取県は、(1)の報告のうち、利用者の安心安全を確保する観点から、別紙に定める項目について、ホームページを通じて公表(情報提供)を行う。

21 調査への協力等

宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに関し、妥当かつ適切に実施されているかどうかを確認するために行う県又は保険者の調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うこと。

22 記録の整備

- (1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者、設備、備品に関する諸記録を整備しておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に関する次のアからオまでに掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること。
 - ア 2に定める具体的な宿泊サービス提供の内容等の記録
 - イ 3(4)に定める身体的拘束等の記録
 - ウ 4に定める宿泊サービス計画
 - エ 18(2)に定める苦情の内容等の記録
 - オ 19(2)に定める事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

付 則

- 1 この指針は、平成26年10月15日に施行する。
- 2 第4の20に定める宿泊サービス事業者の報告及び適合状況等の公表は、平成27年4月1日から行う。

別紙【報告・公表項目一覧】

ガイドライン記載項目		報告	公表
基 本 情 報	事業者	名称	○
		代表者職氏名	○
		所在地	○
	事業所	名称	○
		管理者職氏名	○
		所在地	○
		連絡先	○
	宿泊 サービス	営業日・休日	○
		利用定員	○
		事業所開始時期	○
人 員 に 關 する 基 準		介護保険事業所番号	○
宿泊 サービス	営業日・休日	○	
	利用定員	○	
	サービス開始時期	○	
	宿泊サービスに係るケアマネジャーとの連携	○	
	連泊宿泊日数の上限の定め	○	
	報告基準日時点の状況（連泊状況）	○	
	報告基準日前月中の利用者等の状況	○	
	宿泊料金	○	
	食事代（1食あたり）	○	
設 備 関 する 基 準	宿泊室	その他費用	○
		宿泊サービスに従事する職員の員数	○
		夜勤職員数	○
	消防 設備等 （消防法・建 築基準法・ 旅館業法関 係）	看護師の配置状況	○
		職員の有資格状況	○
		責任者の職氏名及び 兼務状況	○
	運 營 に 關 する 基 準	責任者の職氏名	○
		兼務状況	○
		個室数（又は有無）	○
		面積	○
		プライバシー確保状況	○
		自動火災報知設備の有無	○
		誘導灯の有無	○
		消防機関へ自動通報装置の有無	○
		消火器の有無	○
		スプリンクラー設備の有無	○
基 準 の 内 容	宿泊 サービス	建築基準法の遵守状況	○
		旅館業法の遵守状況	○
		宿泊サービス記録の有無	○
		宿泊サービスの運営規程の有無	○
		宿泊サービスの重要事項説明書の交付の有無	○
		宿泊サービス計画の作成（4日以上連泊の場合）	○
		健康への配慮状況	○
		緊急時への対応状況	○
		非常災害対策状況（マニュアル）	○
		事故発生時の対応状況（マニュアル、保険加入）	○
基 準 の 内 容	宿泊 サービス	宿泊サービス実施中の苦情件数及び内容	○
		その他	○

お泊まりディ調査

宿泊サービス付の通所介護事業所「お泊まりディ」に関して、読売新聞が行った自治体へのアンケート調査では、一部の施設が、利用者を狭いスペースで雑魚寝させたり、大声を出さないよう口に粘着テープを貼る虐待をしたりしていたことが判明した。

宿泊サービス付の通所介護事業所「お泊まりディ」に関して、読売新聞が行った自治体へのアンケート調査では、一部の施設が、利用者を狭いスペースで雑魚寝させたり、大声を出さないよう口に粘着テープを貼る虐待をしたりしていたことが判明した。こうした悪質な運営が他にも広がっている可能性があり、自治体の間では、運営基準を作らぬと監視を強め、動きが広がっている。業界団体も独自の基準作りを始めた。

<本文記事一覧>



利用者に対する虐待が発覚した広島県福山市改修した施設に17人が寝泊まりしていた

悪質運営 各地で判明

男女10人雑魚寝、口に粘着テープ…

水戸市の担当者は「防火設備では、70平方㍍のスペースに10人が寝泊まりしている」と判明している。

このままでは、高齢者の安全が危険を伴う」とはできない、「不適切だ」と不安を漏らす。

施設の職員による悪質な虐待も相次いでいる。

施設の職員による悪質な虐待も相次いでいる。

報を受け、11年4月に調査。施設の職員は、トイレに行きたがっている利用者に「おちりの中どこをさい」と言つながら性的な暴言を吐いていたことを認めた。

品川区では、利用者の家族からの訴えで、利用者に対して職員が「やめろ」といふときの命令口調で接しているのを確認した。

総務省も昨春、情報通信にてて調査。車いすからずり落ちないようなど、2人が自分では外せない状態でベルトで縛り付けられていました。これを確認した。されど、「大声が盛がる」と

設けずに布団を敷き、男女約10人を雑魚寝させていた」と、鳥取市の担当者が振り返る。昨年2月、設備変更に伴う調査で訪れた2か所の施設がいずれも、反論されたといふ。

宿泊サービス付の通所介護事業所「お泊まりディ」に関して、読売新聞が行った自治体へのアンケート調査では、一部の施設が、利用者を狭いスペースで雑魚寝させたり、大声を出さないよう口に粘着テープを貼る虐待をしたりしていたことが判明した。

宿泊 国指針なし

自治体、指導に二の足

2年夏、市が実態調査を行ったところを認めたかった。改善を求めると、「臨時的な宿泊だから問題ない」などと聞かれた際、食堂に折り返論されたといふ。

宿泊サービス付の通所介護事業所「お泊まりディ」に関して、読売新聞が行った自治体へのアンケート調査では、一部の施設が、利用者を狭いスペースで雑魚寝させたり、大声を出さないよう口に粘着テープを貼る虐待をしたりしていたことが判明した。

虐待は高齢者虐待防止法などで禁じられているが、生活環境の積極的な指導につい

て、自治体側は「足を踏んで、千葉県も昨年1月に導入した。愛知、静岡県も導いたため。鳥取市の担当者は「指導はできても、それ以上のことは言えない」と悩む。

一方、宿泊サービスを提供する大手業者などは昨年7月、一般社団法人「お泊まりサービス協議会」を設立し、同年12月末時点で108社206事業所が参加している。

同協議会は「お泊まりディを多くの人が必要としている。一部でも悪質な業者がいれば誤解ある方針」「不適切な業者のたたいたイメージを抱かれてしま排除につながる」(堺市)、「罰う」と危惧し、協議会の独自規制を設けるなどして実効的な規制を進め、勉強会を開催するなどしてこな。

水戸市の施設でも20人

あたりの宿泊スペースは4畳

あいサポート・アートとつりフェスタの開催結果について（報告）

平成 26 年 11 月 17 日

全国障がい者芸術・文化祭課

(※資料は当日配布させていただきます)

平成26年度安心こども基金により整備を行う保育所について

子育て王国推進局子育て応援課

区域	種別	整備予定地	施設名	設置主体	定員	事業計画の概要	整備年度
西部	保育所	米子市 八幡	五千石 保育園	(福) 米子福祉会 (単位:千円)	90	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児対応をするため、増改築による保育室、沐浴室の整備を行う。 ・現在の事務室を乳児室に、遊戯室を保育室改修。現在の玄関と玄関ポーチ部分を増改築し、事務室を設置する。 ・改築延床面積: 607.56m² ・定員: 90人(定員変更なし) 	25~ 26
			内訳				
		事業費	補助金額	自己財源			
			安心こども基金	市費			
		36,589 (34,239)	17,119 (17,119)	8,560 (8,560)	10,910 (8,560)		
		※ () 内は補助対象額内訳					
東部	保育所	鳥取市 布勢	松保 保育園	(福) 鳥取福祉会 (単位:千円)	120	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化や地盤沈下の改善。 ・定員を増加させるため、保育室、園庭、遊戯室を拡張する整備を行う。 	25~ 26
		内訳					
		事業費	補助金額	自己財源			
			安心こども基金	市費			
		158,367 (126,613)	63,306 (63,306)	31,653 (31,653)	63,408 (31,654)		
		※ () 内は補助対象額内訳					

整備年度	事業計画の概要										
	施設名	設置主体	定員	事業費							
東部	さくら 保育園	(学) 東部学園	150	<p>既存施設の未満児の保育室が手狭なため、壁を撤去し、保育室を拡張。あわせて、一部施設の模様替えを行う。</p> <p>屋内遊技場の屋根部分が雨漏りするため、防水改修を行い、老朽化した施設屋上部分の改修工事を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既施設延床面積：1,607.00m² 定員：150人（定員変更なし） <p>＜整備スケジュール＞</p> <table border="1"> <tr> <td>契約</td> <td>平成26年7月</td> </tr> <tr> <td>着工</td> <td>平成26年7月</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>平成26年8月</td> </tr> </table>	契約	平成26年7月	着工	平成26年7月	竣工	平成26年8月	26
契約	平成26年7月										
着工	平成26年7月										
竣工	平成26年8月										
西部	境港市 東本町	（福）晴天会 梅檀 保育園	120	<p>現在、6ヶ月の乳児から受け入れを行っているが、3ヶ月の乳児から受け入れを行うため乳児室の増築を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改築延床面積：96.47m² 定員：120人（定員変更なし） <p>＜整備スケジュール＞</p> <table border="1"> <tr> <td>契約</td> <td>平成26年8月</td> </tr> <tr> <td>着工</td> <td>平成26年8月</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>平成26年12月（予定）</td> </tr> </table>	契約	平成26年8月	着工	平成26年8月	竣工	平成26年12月（予定）	26
契約	平成26年8月										
着工	平成26年8月										
竣工	平成26年12月（予定）										

区域	種別	整備予定地	施設名	設置主体	定員	事業計画の概要	整備年度
東部	保育所	鳥取市 東町	久松 保育園	(福) あすなろ会 (単位:千円)	120	・未満児の部屋を改修、増築により保育室を拡張。 ・園庭を広く使用するため、プールや遊具の移設、撤去。ほふく室の床暖房を電気式に取り替えを行う。 ・増築延床面積: 68.5m ² ・定員: 120人(定員変更なし) ＜整備スケジュール＞ 契約 平成26年10月 着工 平成26年11月 竣 工 平成27年3月	26
内訳							
事業費							
		補助金額		自己財源			
		安心こども基金	市費				
124,425 (118,841)	59,420 (59,420)	29,710 (29,710)		35,295 (29,711)			
※ () 内は補助対象額内訳							

報 告

心身障がい福祉専門分科会は、鳥取県社会福祉審議会規程第5条第2項の規定に基づき、平成26年3月14日、同年4月23日、同年7月18日及び同年10月21日に開催された指定医師等審査部会において決議された下記事項について決議したので、同規程第9条の規定により報告します。

記

1 身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定について

次の医師について指定を適當と認めた。

答申年月日	診断に係る 障害の範囲	診療科目	氏 名	勤務先
平成26年3月19日	肢体不自由	整形外科	福嶋 裕造	福嶋整形外科医院
同上	小腸機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	消化器外科	前田 佳彦	鳥取大学医学部附属病院
同上	肢体不自由	整形外科	森脇 健太	三朝温泉病院
平成26年4月25日	心臓機能障害	循環器内科	松田 隆子	野島病院
同上	肢体不自由	整形外科	岸本 勇二	鳥取大学医学部附属病院
同上	肢体不自由	脳神経小児科	斎藤 義朗	同上
同上	肢体不自由	整形外科	林 育太	同上
平成26年7月25日	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	感染症内科	千酌 浩樹	同上
同上	肢体不自由	整形外科	西田 郁夫	西田整形外科医院
同上	肢体不自由	整形外科	加藤 芳弘	三朝温泉病院
同上	じん臓機能障害	小児科	林 篤	山陰労災病院
同上	じん臓機能障害	腎臓内科、内科	福本 真理絵	さとに田園クリニック
平成26年10月23日	肝臓機能障害	消化器内科	杉原 誉明	鳥取大学医学部附属病院
同上	小腸機能障害 肝臓機能障害	内科	金藤 英二	三朝温泉病院
同上	肢体不自由	整形外科	藤田 章啓	日野病院

次の医師については指定を適当と認めなかった。

答申年月日	診断に係る障害の範囲	診療科目	氏名	勤務先
平成26年4月25日	肢体不自由	腎臓内科、泌尿器科、皮膚科、内科	渡邊 健志	わたなベクリニック

(理由) 提出書類では指定医師(肢体不自由)として必要な専門性が確認できなかったため。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項の規定による医療機関の指定について

次の医療機関について、指定を適当と認めた。

答申年月日	医療機関名	担当する自立支援医療の種類	主に担当する医師名
平成26年4月25日	米子西クリニック	育成医療・更生医療(じん臓)	人工透析内科：松澤 充子
平成26年7月25日	山本内科医院	育成医療・更生医療(小腸)	内科、消化器科、循環器科：山本 了
同上	のぐち内科クリニック	更生医療(じん臓)	じん臓内科：野口 圭太郎

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定による医療機関の変更の承認について

次の指定医療機関について、変更を承認することを適当と認めた。

答申年月日	医療機関名	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
平成26年3月19日	鳥取県立厚生病院	主として担当する医師(変更)	山本 了 (担当する医療の種類：腎臓)	野口 直哉 (担当する医療の種類：腎臓)	平成26年3月1日
同上	谷口病院附属診療所東伯サテライト	主として担当する医師(変更)	西尾 徹也 (担当する医療の種類：腎臓)	松尾 紀子 (担当する医療の種類：腎臓)	平成26年4月1日
同上	鳥取大学医学部附属病院	主として担当する医師(変更)	遠藤 財範 (担当する医療の種類：肝移植)	本城 総一郎 (担当する医療の種類：肝移植)	平成26年4月1日

報 告

児童福祉専門分科会は、鳥取県社会福祉審議会規程第4条第4項第4号に基づき、下記事項について平成26年2月17日に決議したので、同規程第8条の規定により報告します。

記

児童福祉法施行令第29条に規定する里親の認定に必要な決議

次の者についての認定を、適當と認めた。

区分	住所	答申年月日
養育里親	岩美郡	H26.3.12

報 告

児童福祉専門分科会は、鳥取県社会福祉審議会規程第4条第4項第4号に基づき、下記事項について平成26年6月10日に決議したので、同規程第8条の規定により報告します。

記

児童福祉法施行令第29条に規定する里親の認定に必要な決議

次の者についての認定を、適當と認めた。

区分	住所	答申年月日
養子縁組里親	鳥取市	H26.7.28
養育里親	西伯郡	H26.7.28
養子縁組里親	米子市	H26.7.28